

障害者総合支援法に基づく補装具の借受けについて

○借受けの対象者及び対象補装具

(1) 借受けの対象者

「借受けによることが適当である場合」として①～③のとおり規定。

- ① 身体の成長に伴い、短期間で補装具等の交換が必要であると認められる場合
- ② 障害の進行により、補装具の短期間の利用が想定される場合
- ③ 補装具の購入に先立ち、複数の補装具等の比較検討が必要であると認められる場合

(2) 借受けの対象補装具（特例補装具を除く）

- ① 義肢、装具、座位保持装置の完成用部品
- ② 重度障害者用意思伝達装置の本体
- ③ 歩行器
- ④ 座位保持椅子

上記（1）①～③の場合と、対応する種目・品目に対して想定される対象者の要件等を整理すると下表のようになります。

想定される対象者の要件

＜補装具費支給事務ガイドブックより＞

場合	種目・品目	想定される対象者の要件	備考
身体の成長に伴い、短期間で補装具等の交換が必要である	<ul style="list-style-type: none"> ・座位保持装置 構造フレーム ・歩行器 ・座位保持椅子 	成長に伴い体格の変化が著しく、種目の耐用年数の期間にわたり継続して利用できないことが想定される児童	パッド、ベルト類など個別に作成が必要な部分は購入と組み合わせることを可能とする
障害の進行により、補装具の短期間の利用が想定される	<ul style="list-style-type: none"> ・重度障害者用意思伝達装置（本体） 	障害の進行に伴い、名称・基本構造の変更、短期間の使用が想定される者 言語発達の成長に合わせて名称・基本構造の変更が想定される児童	重度障害者用意思伝達装置入力装置（スイッチ）など個別に必要な部分は購入と組み合わせることを可能とする
補装具の購入に先立ち、複数の補装具等の比較検討が必要である	義肢、装具、座位保持装置の完成用部品	複数の部品を比較検討し、使用可能なのか使用効果があるのかなどの検討が必要な者	使用効果を比較検討した結果、最も適切な部品を購入すること

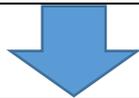
○申請から決定まで（※判定は18歳以上の身体障がい者のみ）

相談・確認	お住いの区福祉・介護保険課障がい者福祉係（以下、「区役所」といいます。）に、事前に相談をしてください。（手続きは補装具によって、来所判定・書類判定・判定不要に分かれています。）
-------	--



※以下は、書類判定の例です。

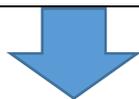
作成依頼	医師に「意見書・処方箋」の作成を依頼し、その「意見書・処方箋」を、補装具業者に提示し見積書の作成を依頼してください。
------	--



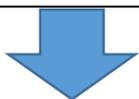
申請	必要な書類を揃えて、区役所に提出してください。 必要な書類 <input type="checkbox"/> 補装具費支給申請書 <input type="checkbox"/> 医師の意見書・処方箋（来所判定でない場合に必要です。補装具ごとに様式が異なります） <input type="checkbox"/> 希望する補装具の見積書（来所判定でない場合に必要です） <input type="checkbox"/> 税額を証明する資料（福岡市で税額が確認できない方のみ） <input type="checkbox"/> 身体障がい者手帳 （もしくは難病患者等であることを証明するもの） <input type="checkbox"/> 印鑑（朱肉で押すもの・シャチハタ不可） <input type="checkbox"/> 個人番号（マイナンバー）が分かるもの
----	---



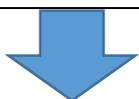
判定	区役所が障がい者更生相談所へ書類を送付し、障がい者更生相談所で書類判定を行います。
----	---



通知・給付券送付	障がい者更生相談所の判定結果を基に、区役所が決定通知および支給券を送付いたします。 ※支給券は初月、中間月、最終月の種類があり、1ヶ月ごとに1枚交付します。
----------	---



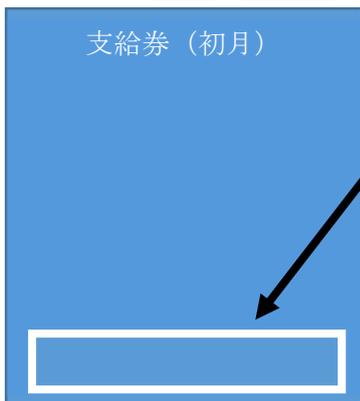
業者へ掲示	支給券が届きましたら、補装具業者に連絡し、券を掲示してください。それを基に業者から補装具を借受けします。
-------	--



負担金支払	補装具を借受け後、個人負担金（基準額を超えた場合は、超えた分）を業者にお支払いください。
-------	--

○借受けの支給券について

支給券は、初月・中間月・最終月と種類が異なりますのでご注意ください。



(初 月)

借受けを開始する最初の月

判定検査欄・受領欄があります。

判定検査 (適合判定) の方法は、購入・修理の場合と同様です。

判定検査の方法が不明な場合は、支給決定を行った区役所または福岡市障がい者更生相談所までお問い合わせください。

☆注意☆ 判定年月日 ≤ 受領年月日となります。

※判定検査 (適合判定)

18 歳以上のみ / 福岡市障がい者更生相談所にて行います。

補装具の種目	判定検査 (適合判定) の方法
義肢の完成用部品	来所判定 (現品検収)
装具、座位保持装置の完成部品	書類判定
重度障害者用意思伝達装置の本体	適合意見証明書提出による適合確認
歩行器	判定不要 (適合意見証明書のみ提出)

18 歳未満の児童の場合は、意見書・処方箋を作成した医師に依頼し、支給券の判定検査欄への記入・押印をもらってください。



(中間月)

借受けを継続している中間の月

申請者本人 (保護者) の受領印等は不要です。

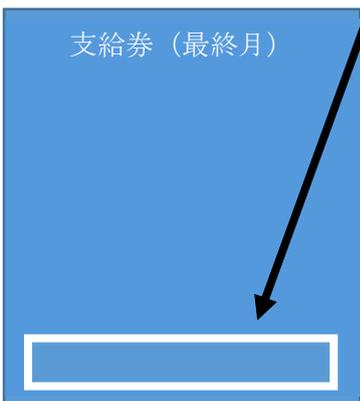
そのまま請求して問題ありません。

(最終月)

借受けを終了する最後の月

返却確認欄があります。

返還年月日, 補装具業者名, 申請者氏名欄に記入・押印してください。



ひと月ごとに支給 / 給付券を交付しますので、例えば借受け期間が 2/1 ~ 翌年 1/31 の場合は、

(初 月) 2 月分 1 枚

(中間月) 3 月分 ~ 12 月分 10 枚

(最終月) 翌年 1 月分 1 枚 となります。

○請求の方法について

区役所において、借受けの補装具費支給決定の後、申請者本人（保護者）に下記書類を送付します。

- ・補装具費支給決定通知書
- ・補装具費支給券
- ・代理受領に係る補装具費支払請求書（兼請求及び受領に対する委任状）

補装具借受け開始の後、申請者本人（保護者）より補装具費支給券、代理受領に係る補装具費支払請求書（兼請求及び受領に対する委任状）を受け取ってください。請求方法については、購入・修理の場合と同様ですが、下記内容にご注意ください。

☆注意☆

- ・基本的に到来した月以降が請求可能で、現在月、未到来の月に関しては請求ができません。
（例）借受け期間 2/1～7/31 で決定。
5/20 時点では、2 月分～4 月分まで請求可。5 月分以降は請求不可。
- ・代理受領に係る補装具費支払請求書（兼請求及び受領に対する委任状）について、支給券 1 枚につき、1 枚提出が必要です。
- ・借受け期間の途中で、補装具の返却があった場合は、補装具費支給券を差し替える必要があるため、支給決定を行った区役所へ必ずご連絡ください。

（問い合わせ）

■判定について

〒810-0072

福岡市中央区長浜 1-2-8

（あいあいセンター 5 階）

福岡市障がい者更生相談所

TEL 092-713-8900

FAX 092-715-3587

■請求関係について（請求先）

〒810-8620

福岡市中央区天神 1-8-1

福岡市保健福祉局障がい者支援課

自立支援係

TEL 092-711-4985

FAX 092-711-4818